

「朝来市奨学金返還支援補助金（個人向け）」により、市内企業等への就職推進と、地域の将来を支える若年層の人材の確保を推進します。

1. 補助の目的

朝来市に居住し、大学等の在学中に貸与を受けた奨学金又は貸付金を返還しながら働く若年者に対し、奨学金等の返還を支援することで、市の将来を支える人材を確保し、市内就職及び定着を促進することを目的とします。

2. 補助の概要

<補助対象要件>

- 申請する年度の初日において、満年齢が40歳未満であること。
- 令和8年4月1日以降に市内企業等に勤務する正規雇用者であること。
- 奨学金等を返還中又は返還を予定していること。
- 朝来市企業就業者確保支援補助金交付要綱（平成30年朝来市告示第39号）の交付を受けていないこと。
- 市税等市の徴収金を滞納していないこと。

<用語の説明>

- 大学等・・・高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院。
- 市内企業等・・・市内に事業所を有する個人又は法人。
- 正規雇用・・・ア 労働契約に期間の定めのないこと。
イ 所定労働時間をフルタイムで勤務すること。

<補助金額>

- 上限18万円／年

<補助期間>

- 最大5ヵ年（60月分を限度）

<対象となる奨学金等>

- 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金（第1種奨学金及び第2種奨学金）
- 一般財団法人あしなが育英会が貸与する奨学金
- 一般財団法人関育英奨学会が貸与する奨学金
- 兵庫県が貸与する母子寡婦福祉資金貸与金における修学資金及び修学支度資金
- 兵庫県社会福祉協議会が貸与する教育支援資金
- 金融機関又は株式会社日本政策金融公庫が貸与する教育資金

3. 交付にかかる手続き

(1) 申請書類等

<交付申請>

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 奨学金等貸与機関が発行する貸与を証明するもの（初回申請時のみ）
- ③ 奨学金等の返還金額を証明するもの
- ④ 奨学金等の借入残額を証明するもの
- ⑤ 住民票、個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した生年月日及び住所を確認できる書類の写し
- ⑥ 勤務先及び就職年月日を証明するもの（労働条件通知書、雇用契約書の写し等）
- ⑦ 市税等の滞納がないことを証明するもの

<中止等の届出>

- ① 奨学金返還支援補助金中止（休止）届出書（様式第2号）
「市外へ転出したとき」「市内企業等を退職したとき」「市外の事業所に勤務することとなったとき」「補助金の交付を中止し、又は休止しようとするとき」

<実績報告>

- ① 実績報告書（様式第3号）
- ② 奨学金の返還の事実を証明するもの
- ③ 在職証明書（様式第4号）

<補助金の額の確定及び交付請求>

実績報告の内容を審査し、適正であると認められたら補助金の額を確定し、通知します。その後請求書（様式第5号）に補助金の振込先が確認できる書類の写しを添付して提出してください。

(2) 申請書類の提出方法

- ① 郵送
- ② 持参（受付時間：平日 8 時 45 分～16 時 45 分）

(3) 問い合わせ・申請書類提出先

朝来市 産業振興部 経済振興課
〒669 - 5292 朝来市和田山町東谷 213-1
TEL : 079 (672) 2816 FAX : 079 (672) 3220